

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

- ① 低炭素の材料への変更
- ② ピーク電力（動力電源）抑制に向けたモニター設置
- ③ 電力使用量に対する節電に向けた取り組み
- ④ 太陽光発電（自家消費）の設置
- ⑤ LED 照明への切り替え
- ⑥ DXによる生産性向上の為のシステムの導入

b. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

- ① 受動喫煙対策として店舗を含む施設内を全面禁煙とし、お客様やスタッフの喫煙場所を屋外に設置
- ② 適切な働き方を実現するために、有給休暇の取得促進と残業時間の削減を実施
- ③ 社員の食事スペースにて低カロリー、栄養バランスの取れた食事を提供

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど取引事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、双方の事業者が契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

取引代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を取引事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引事業者に取引上的一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

④ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

3. その他（任意記載）

取引先は取引形態によって親事業者、下請事業者にもなりえます。また、その関係になくとも事業者間の規模によって大企業と中小、零細企業では同等の関係性が発生します。取引上は双方が納得できる契約の取り交わしが必要であり、片方に一方的な負担が生じている場合は取引事業者に「自主行動計画」の策定を促します。

令和5年3月25日

株式会社 杉戸自動車
企 業 名

代表取締役社長 泰楽 秀一
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。